

“入内齋院”馨子内親王関連の和歌集成

所 京 子

A Collection and Explanation of the Japanese Odes (WAKA) about Princess Kaoruko.

Kyoko Tokoro

はじめに

ここにいう“入内齋院”とは、かつて賀茂齋院として神に奉仕された内親王（ないしは女王）が、齋院退下の後、入内（后妃として内裏に入ること）をされた方をさす私の造語である。

平安初期から鎌倉初期に至る三十五名の歴代齋院中、事実上、皇后（中宮）・女御として入内された“入内齋院”は三方ある。本稿で扱う馨子内親王は、その一人であって、後一条天皇朝の賀茂齋院、退下されてから後三条天皇の中宮とられた。あと二人は、冷泉天皇・円融天皇朝の齋院で、のち円融天皇女御とられた尊子内親王（冷泉天皇皇女、御母藤原子樓）および白河天皇朝の齋院で、堀河天皇の中宮とられた篤子内親王（後三条天皇皇女、御母藤原茂子）である。このうち、尊子内親王については、別稿に論じたことがあるので、本稿では馨子内親王をとりあげ、その関連和歌

を集成した。のこる篤子内親王については続稿に譲る。

本稿は、まず一において、馨子内親王の関連和歌を掲げ、二において、それらの和歌に簡単な解説を加え、それによって馨子内親王の事績を少しでも明らかにしたいと思う。

なお、和歌の蒐集は、前稿と同じく勅撰集・私撰集・私家集など種々の記録に散在しているものを拾い集めた。それらの詞書、和歌の引用は、主として新編国歌大観（第一巻・第二巻）、私家集大成（中古Ⅰ・Ⅱ）、桂宮本叢書、校新群書類従、日本古典文学大系（岩波書店）、萩谷朴氏『平安朝歌合大成』、松村博司博士『栄花物語全注釈』などの諸本によった。便宜上、濁点・句読点を附し、ひらがなを漢字になおした部分もある。

(1)

長元五年十月十八日上東門院彰子菊合

三番左

中納言内侍

(1) 日ごろ経て移ろひまさる菊の花幾夜の霜をふるにかあるらむ

五番左

中納言内侍

(2) 見るままに色のまさるは菊の花千代まで咲けと霜ぞ置くらし

〔平安朝歌合大成〕三

三月には、又賭弓あれば、前方まへがた・後方うしろと、ことどもわきて、前方は賀茂に参り、今一方は北野に詣づ。その頃の頭は、故民部後賢

卿の御子隆国の頭中将、今一人は小野宮の御孫経任の弁、斉信の民部卿の御子にし給ふ、才などありて、うるはしくぞものし給ける。文つくり歌よみなど、古の人に「はぢぢ」ぞものし給ける。賭弓にも、宮上〔威子〕らせ給ふ。権大納言〔長家〕・左衛門督〔師房〕などの射

給ふ程は、方方に心寄の人念じけり。賭物は中宮〔威子〕させ給ふ。権大納言〔長家〕、頭基の宰相中将は、一品宮〔章子〕の別当、左衛門督〔師房〕、公成

の宰相は、齋院〔整子〕の別当にもやし給けり。されば、一品宮の女房も、齋院〔整子〕の別当にもやし給けり。されば、一人賀茂に詣でて、帰さに齋院に参りて、遊などして出づる程に、追ひて車に、

(3) ひき連れて帰るを見れば梓弓もろ矢はいとど嬉しかりける

(4) 嬉しきはもろ矢のみかは梓弓君もかたひく心ありけり

帰り参りて、内にて鬼の間の方に候へば、御前に召して、有様など問はせ給ふに、「帰さに院に参りて候ひつれば、めでたき身してかく書きてなん候ひつる」と奏す。返事など問はせ給て、をかしとおぼしめしたりけり。

〔『栄花物語全注釈』六、卷第三十二、合歌〕

後一条院御時、中宮齋院に行啓侍りけるに、庚申の夜、月照残菊といへる心をよみ侍りける 権大納言長家

(5) いろさむみ枝にも葉にも霜ふりて在明の月を照らす白菊

〔『続後撰和歌集』卷第八、冬歌〕

齋院の下りさせ給ける夜の有様などの、いみじうあはれなりけるを、ある人

(6) かけてだに思はざりけん去年こぞの今日葛城山に跡絶えんとは

〔『栄花物語全注釈』六、卷第三十三〔きるはわびし〕となげく女房〕

〔中宮威子御出家、ついで頭御ののち〕
かくて、鷹司殿には頃さへいみじうあはれに、秋の暮つ方、「あ

るを見るだに」と、吹く風も身にしみてあはれなり。前裁もやうやう枯れ枯れになり、虫の音も弱りゆき、雁の連れて渡るも驚かれ、七条の后宮のうせ給へる折に、「荒れのみまさる」と伊勢がいひたる程の心地も、かばかりやありけん。〔略中〕御前の火焚屋を見て、 肥後の命婦

(7) 君がため年経て見えし火焚屋の今は我身の胸を焼くかな

出羽弁

(8) いつくしき飾と見えし火焚屋も今日は心を焦すなりけり

齋院の小弁命婦

(9) いかにもせん衛士の焚く火も消え果てて長き思ひに燃えぬべき身を、

又、

(10) 木枯の風にまかする紅葉だにまだ散らぬにや人は散りなん

〔『栄花物語全注釈』六、卷第三十三〔きるはわびし〕となげく女房〕

後一条院四月にかくれさせ給ふける年の、九月に中宮又かくれ給ひにける、四十九日の末つかた、宮々と上東門院にわたり給ひ侍ける日、人々わかれをしみけるによみ侍ける 小弁命婦

(11) かなしさにそへても物のかなしきはわかれのうちの別なりけり

〔千載和歌集〕卷第九、哀傷歌

三月ばかりに、院内〔彰子〕に入らせ給ひたり。道など隙なくて、一品〔章子〕宮に御対面なし。宮〔章子〕より、

(12) 君はなほ散りにし花の木のもとに立ち寄りとは思はざりしを

御返し、

(13) 花散りし道に心は惑はれて木のもとまでも行かれやはせし

御手などいと若く、あてに書かせ給へり。

〔栄花物語全注釈〕六、卷第三十四〔暮まつほし〕

まつりのつかひしてかむ〔神熊〕だちにはべりけるに、ひとびとおほくとぶらひにおとなひ侍けるを、大蔵卿長房みえはべらざりければつかはしける

備前典侍

(14) ほととぎすなりのりしてこそしらるなれたづねぬ人につげややらまし

〔後拾遺和歌抄〕第三、夏

後朱雀院うせさせ給ひて、上東門院、白河にわたり給ひて、嵐のいたく吹きけるつとめて、かの院に侍りける侍従内侍のもとにつかはしける

藤原範永朝臣

(15) いにしへをこふるねぎめやまさるらんききもならはぬ嶺のあらしに

〔後拾遺和歌集〕卷第十五、雑

馨子内親王、土御門右大臣の家におはしましける時、三月さくら

らのさかりに上達部殿上人まゐりてあそびけるに、かはらけとりて

大納言経信

(16) にはのうへにふきまふかぜのなかりせばちりつむ花を空に見まし

や

〔続古今和歌集〕卷第二、春歌下

天喜元年〔五月五日〕東宮女御馨子内親王歌合

(17) おきみつゝ待つかひありて宿毎にかたらひわたる時鳥かな

〔平安朝歌合大成〕四

皇后宮みこのみやの女御ときこえける時、さとへまかりいでたまひにければ、そのつとめてさかぬ菊につけて御消息ありけるに

後三条院御製

(18) まださかぬまがきの菊もあるものをいかなるやどにうつろひにけん

〔後拾遺和歌抄〕第十六、雑二

上東門院日ごろおなじ所におましましけるが、ほかへうつらせ給うけるに、うりをたてまつらせ給ふとて

(19) 思へどもなほつらきかなうりふ山いかにせよとかけふはなるらん

〔続後拾遺和歌集〕卷第十六、雑歌中

齋院の中納言の内侍のすけ

(20) 数ならぬ身にしみてこそ思ひやれ心尽しの秋の白露

〔栄花物語全注釈〕六、卷第三十五(くものまひ)

恋歌中に

西院皇后宮

(2) わすれてもあるべきものをなかなかにとふにつらさをおもひいで
つる

〔続古今和歌集〕卷第十四、恋歌四

二

以上、入内斎院馨子内親王関連の和歌二十一首を掲げた。このうち
内親王自身の歌が三首(一首は女房の代作)、斎王の縁者の歌が三首、そして女官、
侍臣等職員の歌が十四首、その他明らかでないものが一首である。

子 京 所

馨子内親王は、後一条天皇の第二皇女、御母は中宮藤原威子(藤原道
長女、母は源女、母は源女)である。同母姉に後冷泉天皇の中宮になられた一品宮章子内
親王(萬壽三年御誕生)がおられる。長元二年(一〇二九)二月の御誕生で同四

年(一〇三一)四月に内親王となる。同十月には著袴をすまされ二品
を授けられる(「日本紀略」)。長元四年十二月十六日斎院に卜定され、後一条
天皇朝の賀茂斎王として同九年(一〇三六)四月まで在任された。三
歳から八歳の間である。御父後一条天皇の崩御による退下であるが、
つづいて九月に母后威子が崩御される。(章子内親王十一歳、馨子内親王八歳)以後祖母上
東門院彰子に養育され、姉の章子内親王が後冷泉天皇の後宮に入れられ、
馨子内親王も永承六年(一〇五一)皇太子尊仁親王(後三条天皇)の
宮に入れられ女御となられた。時に内親王二十三歳である。延久元年(一
〇六九)七月皇太子の即位にともない中宮を称された。延久四年(一
〇七二)十二月後三条天皇御讓位、同五年(一〇七三)五月後三条院

崩御。後三条院は崩御に先だって落飾せられたが、馨子内親王もまた
雜髪せられた。剃髪の後も、もとのごとく皇后を称された。常に西院
におられたので、世に西院皇后と呼ぶ(「二代要記」)。寛治七年(一〇九
三)九月崩御、御年六十五歳であった。

以下、右の和歌について順次みていきたいと思う。

(1)、(2)は、中納言内侍の作であるが、これは、長元五年(一〇三二)
十月十八日に行なわれた上東門院彰子菊合に詠われたものである。こ
の時の右方講師をとめた左少弁源経長は、斎院司長官になっている。
左方に倫子に連なるものが多いという(萩谷朴「平安朝歌合」)。

この中納言内侍とは、『栄花物語』(卷第三十花)に、

斎院遂に姫宮定らせ給ひぬれば、帝・后おほしさわがせ給ふ
こと限りなし。(略中)十月に御袴着せ奉らせ給ふ。女房、菊・紅

葉を織り尽したり。(略中)御乳母は雅通の丹波中将の女の権中納

言の君、あぶぎの中納言の女中納言の内侍のすけ、兵衛督の北
の方になりたる宮の内侍なり。(傍点引用者)

とある、この「中納言の内侍のすけ」のことであろう。³⁾この女性は馨
子内親王の乳母として斎院にも共にかしづかれたことと思われる。夫
の公成は、同じく『栄花物語』卷第三十二に「権大納言、頭基の宰相中将
は、一品宮の別当、左衛門督、公成の宰相は、斎院の別当にもし給
けり。」とみえ、斎院の別当であったことがわかる。(後述(14)が関連、参照) (1)、(2)
の歌は、前述菊合で題菊に対して、左方の三番と五番でうたわれたも
のである。後述(20)の歌の作者と同じである。

(3)、(4)は殿上賭弓で、前方・後方と組を分けて、前方が賀茂社に参
詣し、後方が北野社に参詣し、それぞれに対してひいきの女房達が勝
ちを祈念した。長家、頭基は一品宮章子内親王の別当、師房、公成は

齋院馨子内親王の別当であった。結局前方が勝ったので人々はお礼のために賀茂社に参詣し、その帰途齋院の館に参上して管絃の遊びをして退出する間に、齋院の侍臣が車まで追いかけて来て(3)の歌がわたされた。松村博司博士は、「この歌は齋院の御歌で、女房の代作したものであるろう。」(『采花物語全注』(『歌』六二九四頁))とされる。その歌意も松村博士によれば「勝った前方の人々が引き連れて帰るのを見ると、ひいきした射手が諸矢を当てた事が一段と嬉しい事でした」(『同書六』(二九四頁))となる。馨子内親王が齋院に卜定されたのが長元四年(一〇三一)十二月であるからこの年三歳、そして初齋院の大膳職入御が長元五年(一〇三二)四月二十五日、紫野院に入られたのが同六年(一〇三三)四月九日である。この(3)の歌が詠まれたのはそれ以後、すなわち齋内親王五歳のことである。この賭弓での勝利のよろこびは、おつきの女房、それも乳母など近侍の女房による作であることはまちがいない。齋院の退下はそれから三年後の後一条天皇崩御に遭う長元九年(一〇三六)四月十七日のことである。

(4)は、源俊賢の二男蔵人頭右近権中将隆国の返歌で、松村博士の訳にしたがえば「嬉しいのは諸矢を当てた射手だけではなく、わが君も私どもにひいきしてくださいのお心があった、それが嬉しい事です。」(『同前掲書六』(四二八頁))となる。宮中に帰り着いて、天皇からその日の様子などをたずねられ、帰途齋院に伺ったところめでたき手してかく書きてなん候ひつる」と齋院の結構な筆蹟のことを奏上している。五歳ながら齋院みづから見事に書かれたことがわかる。

(5)は、後一条天朝に中宮威子が齋院の馨子内親王のところへ行啓されたが、それが庚申の夜であって、その時「月照残菊」という題でよまれた中宮大夫権大納言藤原長家の歌である。これは『本朝統文粹』

十・和にもみえる。
歌序

長家は御堂関白藤原道長の六男で、上東門院彰子の異母弟、頼宗と同腹(母は源高)、中宮威子は異母姉にあたる。したがって齋院にとってはおじである。

中宮威子は、詞書にもあるように齋院へ幾度か行啓しておられる。

『小右記』長元五年(一〇三二)八月二十八日条に「今日中宮行啓院一、(御)院々坐(大膳職)」とあり、初齋院である大膳職にも行啓しておられる。また『左経記』長元八年(一〇三五)六月十一日条には「前日宮仰云、

欲レ行レ啓齋院一、有レ使之時、可レ申レ事者、為レ知レ先例一、今朝案ニ内先齋院一」とあり、中宮威子が源経頼に仰せられるには、齋院へ行啓したいが、先例を知らんがため、今朝先齋院(選子内親王)に問い合せたという。結局このことは大齋院選子内親王の卒去(長元八年六月二十二日)ということで一時代ちぎれとなってしまいが、このように中宮はしばしば齋院に行啓しておられる。幼い齋王をおなぐさめするためこのようなことがよく行なわれたと思われる。

(6)は、馨子内親王の御父後一条天皇が長元九年四月十七日、清涼殿において崩御されたので、齋院もただちに退下された。そのあり様が、大層しみじみとしたことであつたと詠われたもの。すなわち『左経記』(類聚雜例)同日条に「齋院出レ院渡ニ東隣乳母宅一云々」とある。

作者は「ある人」と明らかでないが、おそらく近侍の女房か侍臣であろう。この歌意は、松村博士によれば「去年の今日は齋院を退下しよらうなどとは思ってもみなかったであろう。」(『前掲書六』(三六六頁))となる。なお「去年の今日」は、長元四年十二月十六日の卜定の日をさすのであり、実質的な去年ではないという(上同)。

(7) (10)は、御父後一条天皇崩御の同じ年(長元九年)九月、あとを

追うように今度は、御母中宮威子が疱瘡にかゝられ御出家、そして崩御されてしまう。御年三十八歳であった。そのあり様は、あたかも七条后宮（宇多天皇の中宮藤原温子）がなくなられた時温子女房の伊勢が「おきつなみあれのみまさるみやのうちに年へてすみし……」⁶といった気持もこのようであったであろうかという。

(7)は、御庭の火焚屋をみて肥後の命婦が詠んだもの。歌意は松村博士によれば、「わが中宮のため長年火を焚いて警固申し上げた火焚屋の火も、今は悲しみの思いの火となってわが身の胸を焼くことよ。」

（前掲書三）となり、また出羽弁の歌も「莊嚴な飾りと見えた火焚屋の火も、今日は人の心を焦すのであった」（上同）となる。

この肥後の命婦であるが、松村博士は前掲書（三八二頁）において「未詳とすべきであろう」といわれているが、私もいわゆる『肥後集』の肥後とは違うのではないかと思う。⁷『和歌文学辞典』（有吉保編）などの肥後をみると、元永・保安の頃八十歳で没すという。とすれば逆算して長暦・長久頃の誕生となり、この長元の頃は未だ生れていないことになる。ましてや馨子内親王の母后のころから仕えていたなどとは考えられないからである。これは明らかに別の肥後で馨子内親王に仕えた（母の代から）命婦肥後としておきたい。

齋院の小弁命婦についても詳細はわからない。松村博士も、『葦子内親王家歌合』『後拾遺集』等に見え、『十訓抄傍注』には、「越前守懷尹女」とし、『尊卑分脈』では、懷尹妹とする。『平安朝歌合大成』第三卷七七六頁に考証がある。（前掲書三）とされるのみである。萩谷朴氏も、『平安朝歌合大成』三、（七七六頁）で、これが「美濃弁」「美濃小弁」「小弁」と考えられるのではないかと試案を出しておられるのみである。たゞし、この同じ小弁命婦に(11)の「悲しさにそえて……」の歌が

『千載和歌集』（九傷）にみられるが、『八代集抄』（下巻三）ではこの小弁命婦に「馨子内親王の女房」と割注が入っている。『栄花物語』の方に「齋院の」というのがあることから、もともとは中宮威子の女房であらうが、馨子内親王誕生と同時に内親王づきの女房となったものであらうか。

(9)、(10)の歌意は松村博士によれば、(9)、衛士の焚く火もすっかり消えて、これからは長く宮を思う思いの火に燃えるに違いないわが身をどうしたらよからうか。(10)は、木枯の風の吹くままに散る紅葉さえまだ散らないのに、この宮の人々は別れ別れに散ってしまう事だろう。

また(11)は、悲しいのに加えて悲しく思われるのは、中宮にお別れした上に宮達（章子内親王と馨子内親王）にお別れする事ですという。

なお、『栄花物語全注釈』六には女房達の中宮追慕の歌として「たゞ今（宮中から）退出されなさる」と詞書があり、齋院の小弁の命婦の歌となつている。松村博士は「ただ今宮々が上東門院に移るため、宮中を退出されますの意であらう。」（三八五）とされる。馨子内親王は両親なきあと上東門院の猶子とされる。

(12)は、『玉葉和歌集』卷第十六、雑歌三にも載っており、その詞書に「一品宮と申しける時、後冷泉院春宮にましましてけるに参らせ給へりけるに、びん悪しくて御対面なかりければ聞えさせ給うける、二条院」とある。この一品宮章子内親王は後冷泉院中宮である。「三月ばかり」とは、松村博士は長暦二年（一〇三九）三月かとされる。この頃上東門院が宮中に入られたがひまもなく一品宮章子内親王にお会いすることも出来なかつたことを残念がって詠まれたもの、それに対する上東門院の御返歌が(13)である。故後一条院の崩御を悲しんで御孫にお会いするのがつらかつたのであらう。この返歌も『玉葉和歌集』卷第十六、雑歌三にみえる。

たゞし下旬は「立ち寄りむとは思はざりけり」となっている。馨子内親王の同腹の姉章子内親王の御歌として掲げた。章子内親王は白河天皇の承保元年（一〇七四）院号宣下があつて二条院と称された。

(14)の歌は、詞書によると、備前典侍が、賀茂祭の使として神館かんだらに侍っている時、多くの人々が訪ねてくれたが、大蔵卿長房が見えなかつたのでつかわした歌であるという。歌意は、ほととぎすは鳴いて自分の所在を知らせるものであり、名のりして訪ねてくれないあなたに、できることなら告げ知らせたいというもの。この備前典侍の生没年は明らかでないが、藤本一恵氏は「後冷泉御乳母」とされている（『後拾遺』二七九頁）。『尊卑分脈』（第四、四五頁）によると、宇多源氏、源雅信の孫

雅通の女子二人のうちの一人が「備前内侍、後拾作者、哥人」と注記されている。他の女子も「後拾遺作者」とあり、これは藤原説孝の三男陸奥守定輔の妻となつた女性であろうか。（8）この女子二人はしたがって上東門院彰子や中宮威子のいとこの子にあたる。この前者の女子が醍醐源氏の源兼長の室となり、兼長が備前守となつてゐることから夫の官職によって備前典侍と呼ばれたものであろう。雅通は丹波守になつてゐるので、『栄花物語全注釈』（六、第三十一、殿上の花見）にみえる馨子内親王の御乳母で、「雅通の丹波中將の女権中納言の君」と同一人物と思われる。『御堂関白記』長和元年（一〇一二）八月十一日条に「有除目事、闕国三箇国（略中）丹波雅通、兼、依冷泉院御崩間功任之」とある。以上から考えると、備前典侍とは、馨子内親王の御乳母であり、あるいは後冷泉院の御乳母もつとめた人物であつたかもしれない。たゞし、(14)の歌をおくられた長房は、康和元年（一〇九九）九月、七十一歳で卒去しており逆算すると長元二年（一〇二九）生れとなり、かれが大蔵卿であつたのは承保二年（一〇七五）、四十五歳以後のことであり、この

点年令的にあいにくなり、後考を要する。

(15)は、詞書によれば、後朱雀院の崩後、上東門院彰子が白河殿に遷御されたが、嵐の朝上東門院にお仕えしている侍従のもとにつかわした藤原範永の詠であることがわかる。

これは『栄花物語』（卷第三十六、根あはせ）に次のごとくみえる。

白河殿の秋のけしきいみじうあはれなるに、まして神無月の時雨に、木の葉の散り交ふ程は、涙とどめ難し。殿守の侍従のもとに、大膳大夫範永、

いにしへを恋ふる寢覚やまさるらんききもならはぬ峯の嵐に
いといとあはれに催されて御前にも人人いみじうおほしめさ
る。（傍点引用者）

これにより「侍従の内侍」は「殿守の侍従」であることがわかる。さらに松村博士は、この「殿守の侍従」を「恐らく卷三十三へきるはわびしとなげく女房」第八節に見える「侍従の内侍」と同一人であろう。（『栄花物語全注』七、五〇頁）とされている。

この「侍従の内侍」を藤本一恵氏は、『後拾遺和歌集全訳注』（三、四頁）で「後朱雀院にお仕えしていた侍従内侍」とされるが、わたしは『栄花物語全注釈』（卷第三十一、殿上の花見）「三〇」、馨子内親王が御袴着を行なうとき、大層むづかり離れなかつた女房、すなわち「年来候ひける侍従の君とて、かたちなどいとよくて、内侍なるぞ候ひける。御車に奉る程、侍従の内侍に抱かれさせ給ひて、…」とあるこの「侍従の内侍」や、『左経記』長元五年（一〇三二）正月二日条に「今日参二齋院一、謁二侍従内侍一、内侍云、昨日早朝供二忌火御飯一、次供二御齒固一、着二御生氣御衣一、次神祇指二替所々賢木一、宮主供二神殿御節供二前一（略中）次院着二御々唐衣裳一了。申時初入二御神殿一、（略中）令レ申二公家御祈一給。」

とある齋院の「侍従内侍」と同一人物であると考ええる。『左経記』の記事は、前年末十二月二十六日に卜定された三歳の馨子齋院の院内ではじめての奉仕の様子を侍従内侍が源経頼につぶさに語ったことを示している。馨子齋院に従った侍従の内侍が、長元九年（一〇三六）四月後一条天皇崩御により内親王と共に退出され、つづいて九月に中宮威子が崩御されると祖母上東門院のもとにひきとられる馨子内親王とともに上東門院内に入られお仕えして、歌を贈られても不思議ではないと思う。

『栄花物語全注釈』六、卷第三十三、きるはわに、
びしとなげく女房「八」

頭基の中納言、人よりはことになどやおぼしめしけん、法師になり給ひにけり。世にあはれなる事にいひのしる。〔彰子〕女院より御消息遣したりけるに、

世を捨てて宿を出でにし心にもなほ恋しきは昔なりけり
 と申し給へりければ、侍従の内侍、

時の間も恋しき事の慰まば世は再びも背かれなまし
 仰事めきてありけるなるべし。

とあるが、源頭基（源俊賢の男、藤原頼通の猶子）が後一条院崩御を大変悲しがり出家された。女院からのお便りに対する歌であるが、その返歌を女院の仰せ言といったかっこうで侍従の内侍が代作したのであらうと記されている（解釈は松村博士による。前掲書三六二頁）。この侍従の内侍も⑭の詞書にみえる侍従内侍と同一と考えてよいと思う。

かくて、寛徳二年（一〇四五）一月、後朱雀院が崩御され、この後朱雀・後冷泉朝に活躍した和歌六人党の一人藤原範永が詠じたのがこの⑭の歌である。藤本氏によれば、その歌意は、「聞きなれたこともない峰のあらしによって夢を破られ、故後朱雀院の御こともを恋しく

おもう寝覚めの思はいっそうつのであることでありましょう。」（前掲書）
（一五頁）という。この歌から共通のななしみを味わえる相手ということもあるのが、藤本氏のいわれるように侍従の内侍も一時期後朱雀院にも仕えたことがあるかもしれない。しかし、御母上東門院にとっては後朱雀院の崩御はかなしみの他の何物でもない。それをおなぐさめするため上東門院にお仕えしている内侍へおくったものと解する方が当を得ていると思う。ここでは齋院卜定時の侍従の内侍が、齋院退下後馨子内親王が上東門院の邸第にひきとられ、ともにここに供奉していたものと考えたい。ちなみに、萩谷朴氏は『平安朝歌合大成』（四）（三一〇）で侍従内侍を「上東門院女房」としておられる。

⑭の詞書にみえる土御門右大臣とは、権大納言源師房のことである。齋院卜定（六、卷第三十一、殿上の花見「三二」）は、

左衛門督（師房）と聞ゆるは、故中務宮（具平）の御子なり。春宮権大夫かけ給へる。長官には藏人弁経長、帥中納言（道方）と聞ゆる道方の子なり。六条左大臣殿（重信）の御孫なり。

と記している。この師房齋院別当就任について、松村博士は、師房が「齋院別当となった根拠は見出しえない」（前掲書六）とされ、『左経記』長元四年（一〇三一）十二月二十三日条に「藏人弁云、昨日以二右少将定良一、為二齋院别当一之由、有二宣旨一云々」とあることを指摘しておられる。そして長元六年（一〇三三）四月、齋院司の長官には、左少弁正五位下源経長が任ぜられている。この経長は宇多源氏の源雅信の弟重信の孫である。ここでも彰子・威子の母倫子（源雅）につながる人物が長官になっている。

さて師房の妻は道長の女尊子（母源）で頼通の養女であり、師房自身も頼通の養子となっている。師房はまた馨子内親王の後見者でもある。

したがってその師房の土御門第一に一時馨子内親王がおられたこともおかしくない。馨子内親王は、母中宮威子より小二条殿を相伝すること
 が、『栄花物語全注釈』六、卷第三十四、暮まつほしに「前齋院は、馨子故宮の御処分なる小二条殿造り改めて渡らせ給ひにき」とみえる。これは、『左経記』萬寿二年十月十六日条に「東宮若宮令渡中宮御領小二条殿給」とあり、道長から中宮威子に伝え、威子崩御後、前齋院へと伝領されていたのである（松村博士前掲書）。おそらく後三条天皇の後宮に入られるまでの間で、小二条殿はもっと後のことであろう。土御門第の桜をめめに殿上人があつまり馨子内親王もさぞかし楽しい思いをされたことであろう。この作者源経信は、宇多源氏、源道方の六男、源俊頼の父である。後冷泉朝歌壇では中心的役割を果たした。

(17)の歌は、『万代和歌集』卷第三、夏歌にみえるが、その詞書「天喜元年西院皇后宮歌合の歌 信濃」から萩谷朴氏は、天喜元年「五月五日」東宮女御馨子内親王歌合と名づけられた。萩谷氏は、この歌合が「馨子内親王の齋院御在任当時の歌合でもなければ、中宮立后以後のもでもなく、永承六年十一月、前齋院として東宮に入られて以後、立后以前のものであること」（前掲書四一、〇一二頁）を説かれている。

なお、この作者信濃については、松村博士前掲書七、（八三頁）および萩谷氏前掲書四（九〇九頁）にそれぞれ考証がある。

『栄花物語全注釈』七、卷第三十、六根あはせ「三五」関白頼通女寛子入内のところに「かしづく人の女・いもうと参らぬなし。女房の装束など、いひ尽すべき方なし。（中略）源民部卿の子の信濃守（経隆）の女など君達の女いと数多参れり。」とあり、同じく「六四」に「皇后宮歌合せさせ給ふ。左春右秋なり。装束も、やがてその折に従ひつづたりける。正月なり。その日になりて、左の人人、春の色色を織り尽したり。信濃、紅梅と

もに、紅の打ちたる、萌黄の二重文の紅梅の象眼の唐衣、薄色の二重文。（傍点引）とあり、ここにそれぞれ「信濃守の女」「信濃」がみえる。松村博士は底本勘物から常陸入道源経隆女とされる。また、『尊卑分脈』（第三編）に経隆は、道方の子息で、経信の弟や、「哥人 後拾作者」とあるが、備前守のみで、信濃守とはみえない。従って信濃は経信の姪となる。「信濃宰相」というのが皇后宮春秋歌合二十卷本補写本（真名日記）にみえるという（松村博士、前掲書七、根、あはせ補説 一五四頁）。したがってこの信濃は信濃宰相ともよばれたらしい。萩谷氏は、前掲書四（三〇二頁）で「馨子内親王にとっては伯母にあたえられる上東門院や、伯父の関白左大臣頼通の後見によって行われた歌合であろうことは、これらの頼通系の後宮に共通して出仕する女房信濃の存在によっても、容易に推測せられるところである。」と述べておられる。又信濃の伯父経信の『帥記』承暦四年（一〇八〇）六月九日条に「四条宮信濃君」とみえ、一族を統轄する経信が経隆の莫大な蔵書を信濃が保管しているが、「件信濃無レ子無レ夫」いので（承暦四年七月十五日条）、その散佚を恐れてどうしたものか関白師実や太皇太后寛子の指示を仰いでいる記事がみえることを萩谷氏は指摘しておられる。信濃が独身で通したこともわかる。

(18)は、馨子内親王が後三条院東宮女御時代、里下りをされたとき、天皇よりその翌朝咲いていない菊につけておくられた歌である。

まだ咲いていない菊もあるというのにどのような宿（住まい）に移ったのですか、「うつろう」は菊の色あせることにかけていっている。

この皇后宮について藤本一恵氏は、前掲書四（三九頁）で、後三条天皇の贈皇后宮茂子が、東宮（白河帝）の御母の女御と申したときとされ、「みこのみやの母の女御」と解しておられるが、いかがであろう。これはそのままに皇后宮、すなわち西院皇后馨子内親王と解した方が

よいと思う。後三条院は『栄花物語全注釈』(七、第三十六、根)に「春宮は、うるはしくきびしきやうにおはしませど、才おはしまし、歌の上手におはします。」とみえるごとく、きびしい御性格の中にも大変和歌もお上手であったという。『後拾遺和歌集』にこの他二首、『新古今和歌集』に一首、『続古今和歌集』に二首、『玉葉和歌集』に一首、あわせて七首の御製がのこされている。『玉葉和歌集』巻第五、秋歌下の御製「色色にうつろふ菊を雲のうへのほしとはいかで人のいふらん」は、「御前に菊をおほくう多させ給へりけるを、弁乳母申しけるをたまはせざりければ、ほしとのみ見てややみなん雲のうへにさきつらなれる白菊の花、と申して侍りければ」という詞書にも明らかかなように弁乳母の所望の歌に御返歌されたものである。後三条院は(8)の歌にもあるように菊を好まされたものとみえる。里第より早く帰ってきて欲しいことを消息されたものである。

(19)は、上東門院が日頃おられるお住いを移られたとき(いずれからいずれに移られたかは明らかでない)、真桑瓜を奉られてうたわれたもの。上東門院は、馨子内親王にとっては父方の祖母であり、また母方からは伯母にあたられ、御父後一条院、御母中宮威子崩御のちは猶子とされた。上東門院が八十七歳のながい生涯をおえられたとき、とくに二条院(章子内親王)・皇后宮(馨子内親王)の歎きは大変なものであったろう。(19)の歌がいつごろのものか明らかでないが上東門院の晩年に近いものであったかと思われる。ちなみに上東門院崩御は承保元年(一〇七四)十月三日であった(松村博士「栄花物語全注釈」七、巻第三十九、布引の滝)。

(20)は、『栄花物語全注釈』(六、巻三十五、くも)のふるまひ「五」にみえる「斎院の中納言の内侍のすけ」の歌である。これは長久五年(寛徳元年、一〇四四)四月に二十歳でなくなった通房について、大納言師房北の方(尊子)

が、娘(通房北の方)が夫をうしなつて歎いていることをうたつたのに対しての返歌である。「秋の白露」とは通房(頼通嫡子)北の方の涙の心中をたとえたもの。歌意は松村博士にしたがえば「悲しみのありたけを尽くさせる秋の白露を物の数にも入らぬ私の身にしみて御推察申し上げます」(同四七八頁)というもの。この「斎院の中納言の内侍のすけ」は馨子内親王の御乳母、中納言藤原忠輔女である(松村博士、前掲書四七八頁)。

(21)は馨子内親王の恋歌である。皇后宮とはなっているが東宮女御時代以前のものであろうか。馨子内親王にこのような歌のあることはうれしい。

以上、「入内斎院」馨子内親王関連の和歌二十一首を掲げ、簡単に解説を加えた。これ以外にも内親王の御母中宮藤原威子の女房の歌や祖母(伯母)上東門院彰子関連の歌と範圍をひろげれば、あることと思うが、本稿では馨子内親王を中心とした関連和歌のみにとどめた。

馨子内親王は、斎院在任期間わずか満四年間(長元四年十二月―長元九年四月)であったため、在任中の関連和歌も全部で六首である。そのうち馨子斎院の生活をおもわせる歌も四首(3)、(4)、(5)、(6)だけである。なかでも三歳で卜定された幼い斎王をおもいやる母中宮が斎院に行啓され和歌会を開いておられること(5)は、他の幼い斎院の場合もかくやと想像出来て興味深い。また斎院に決定されたときのおどろきは別にしても(6)にみられるように、斎院退下など思いもよらなかったと詠われていることは、天皇の皇女として賀茂社に奉仕されることの重要さを物語っているよう。両親なきあと、上東門院を中心とする摂関家の庇護のもとに後三条院に入内されたが、夫君からは里下りした馨子内親王の帰内(裏)をうながすような歌(18)もある。その性「天資温順」(「大日本史」四、列伝)と評された西院皇后宮馨子内親王は六十

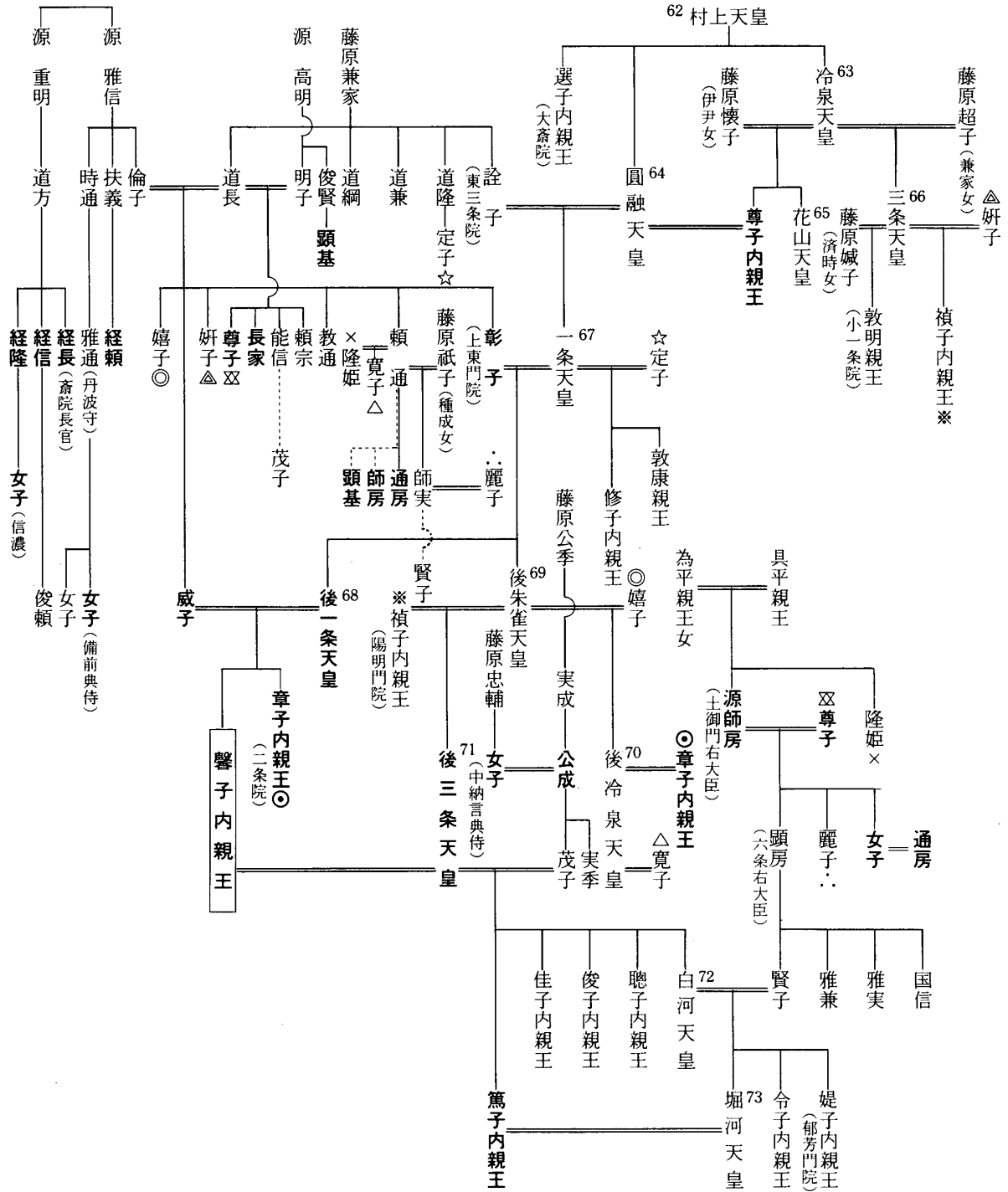
五歳の生涯をおえられたのである。

補注

- (1) 拙稿「賀茂齋院関係の和歌集成―平安前期を中心として―」（『藝林』第三十一巻第四号所載、昭和五十七年十二月）。
- (2) 『弁官補任』長元六年条に「蔵、左少弁正五位下源経長、正月五日正五下、四月二日齋院長官」とある。
- (3) 『中右記』永長元年五月十四日条にも内の女房として中納言典侍がみえるが同一人物か否か明らかでない。
〔長元八年十月八日〕
- (4) 『本朝續文粹』巻第十、和歌序に、「後一条院御時中宮行_二啓齋院_一之間當_二庚申_一一夜有_二詞宴_一一月照_二殘菊_一應_レ令_二和歌_一井序」とある。
- (5) 『大日本古記録』は、この「院」を「上東門院藤原彰子」と傍注し、彰子の御所へ行啓と冠注をつけているがこれは誤りである。
- (6) 『私家集大成』中古I所収「伊勢集」（西本願寺本「三十六人集」）。
- (7) 『私家集大成』中古II所収「肥後集」の解説でも森本元子氏は、「はやく撰関家に出仕し、師実の薨するころまで三〇余年の長期間を、その家の女房として過ごしたらしい。晩年は、しばらく皇后宮令子内親王に出仕した。」とされている。
- (8) 『後拾遺和歌集』巻第十五、雑一の「わりなしや心にかなふ涙だに身のうきときはとまりやはする」の作者「源雅通朝臣女」。

（昭和六十一年十月三十一日受理）

〈馨子内親王関係系図〉



(注) 歴代天皇の右肩の数字は御即位順。——は婚姻、-----は養子(女)関係。
 本略系図は『尊卑分脈』『本朝皇胤紹運録』等に拠ったが、兄弟姉妹は
 順不同。ゴチは本稿中にみえる関連人物。